

神戸市 区長 あて

介護保険住宅改修承諾書

このたび、介護保険給付対象となる住宅改修を行うのにあたり、現在のところ被保険者の要介護認定の結果が判明していませんが、下記の注意事項について了解しましたので、必要書類を添えて事前承認願書を提出します。

【要介護認定の結果が判明していない場合の注意事項】

1. 事前申請日には既に要介護認定の申請を済ませている必要があります。

認定申請日 → (更新・新規) 令和 年 月 日

2. 認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の給付がされないため、全額自己負担となります。

3. 支給方法は「償還払い」に限ります。

4. 実績報告書類等は、要介護認定の結果「要支援」または「要介護」であることが判明した後に提出していただきますので、住宅改修費の支給もそれ以降になります。

申請者（被保険者・成年後見人）

住所：

被保険者番号：

申請者氏名：(自署)

(自署が困難な場合は、記名・押印してください。)

【申請者が後見人のとき】 被保険者氏名